平成２２年（フ）第１２５８号
仙台市青葉区みやぎ台１丁目17番８号
債務者　菅野　春美
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３６１号
仙台市若林区上飯田２丁目25番13号　上飯田ハイム13
債務者　坪田　三男
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３６２号
仙台市太白区郡山７丁目12番50号　アルティスタB101
債務者　林　　未央（旧姓遠峰）
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３６３号
仙台市若林区木ノ下１丁目16番45号　フレーズタウン木ノ下101
債務者　石川　　匠
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３６４号
宮城県宮城郡利府町神谷沢字化粧坂10番地９　プラザ21―202号
債務者　中川あけみ（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３８７号
宮城県塩竈市玉川３丁目８番３号
債務者　石田　貞子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４０５号
仙台市青葉区新川字佐手山５番地の329泉山方
債務者　高橋　亮子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４４号
宮城県気仙沼市波路上崎野28番地３
債務者　佐々木麻衣子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２２年（フ）第５３８号
茨城県ひたちなか市大字馬渡462番地１
債務者　小池多喜夫
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５６４号
茨城県水戸市千波町690番地の３
債務者　稲葉美由紀
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５７９号
茨城県水戸市新原２丁目５番40　ドクターイケダ102号、住民票上の住所水戸市渡里町3151番地の７
債務者　森田　政勝
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５８１号
茨城県笠間市下市毛1127番地１　三村住宅17号
債務者　田口　光治
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５８７号
茨城県水戸市見川３丁目874番地
債務者　菊池　伸子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６０７号
茨城県水戸市双葉台５丁目24番地　市営双葉台住宅５棟３階５号
債務者　仁平　幸子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６９４号
神奈川県平塚市山下488番地の４
債務者　関口　　泉
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１０８６号
京都市伏見区石田大受町50番地　市営住宅石田大受団地１―405
債務者　田中香代子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２１０号
京都市伏見区向島四ツ谷池14番地８　向島団地６―１棟1320号
債務者　飯村夕香里（旧姓中田）
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３０５号
京都市北区衣笠東開町26―４　デ・リード金閣寺道101号、住民票上の住所京都市北区紫野西御所田町59番地４
債務者　シスターミュージック音楽教室こと近美みどり
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係